

# 公益社団法人大崎法人会青年部会規約

## (目的)

第1条 この規約は、公益社団法人大崎法人会定款第46条に規定された部会の運営に関する規則を定めることを目的とする。

## (名称)

第2条 公益社団法人大崎法人会青年部会(以下「本部会」という。)と称する。

## (事務所)

第3条 本部会の事務所は、公益社団法人大崎法人会事務局内に置く。

## (目的)

第4条 本部会は、次代を担う経営者幹部の育成ならびに会員相互の親睦を図り、併せて法人会活動に積極的に協力、支援することを目的とする。

### 親会定款抜粋

第3条 この法人は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

## (事業)

第5条 本部会は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- ①会員の経営に関する知識向上のための研修会等の開催
- ②会員相互の親睦を図り、協調と連帯を深めるための諸活動
- ③法人会活動への積極的参加と協力
- ④その多目的達成に必要な事業

## (組織)

第6条 本部会は、公益社団法人大崎法人会会員のうち年齢50歳未満の青年経営者並びに幹部で、本部会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

## (入会・退会)

第7条 本部会に入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、役員会の承認を得るものとする。

- 2 会員が年齢50歳に達した場合は、その事業年度終了時に退会するものとする。
- 3 会員の所属する法人が、公益社団法人大崎法人会の会員資格を失ったときは、当該会員は退会したものとみなす。
- 4 会員が退脱会しようとする時は、所定の手続きにより役員会の承認を得るものとする。

## (役員)

第8条 本部会に次の役員を置く。

- |      |       |
|------|-------|
| 部会長  | 1名    |
| 副部会長 | 5名以内  |
| 幹事   | 15名以内 |
| 監事   | 3名以内  |

(役員の就任は、48歳未満の会員とする。但し、監事においてはこの限りではない。)

(役員の選出)

第9条 役員は、総会において会員の中から選任する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2ケ年とし再任を妨げない。

(役員の職務)

第11条 部会長は本部会を代表し、会務を統括する。

2 副部会長は部会長を補佐し、部会長事故あるときはその職務を代行する。

3 幹事は総会の決議に従い、本部会の運営を協議・執行する。

4 監事は本部会の業務及び会計を監査する。

(顧問・相談役)

第12条 本部会に顧問及び相談役を置くことが出来る。

2 顧問及び相談役は、役員会の推薦により部会長が委嘱する。

(委員会)

第13条 本部会の事業を遂行するための委員会を置くことが出来る。

2 委員会の運営に関する規定は、役員会の議を経て別に定める。

(会議)

第14条 会議は通常総会・臨時総会及び役員会とし、部会長がこれを招集し議長となる。

2 通常総会は毎年、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

3 会議の議事は出席者の過半数の同意を経て決議する。

(会計)

第15条 本部会の経費は経費並びに公益法人大崎法人会よりの補助金と、その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は年額12,000円とし、必要と認める場合は、臨時会費を徴収することが出来る。

3 会費は年1回、事業年度開始後速やかに納入するものとする。

4 本部会の会計は、公益社団法人大崎法人会において一元化し、収支予算並びに収支決算書に反映するものとする。

(事業年度)

第16条 本部会の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日で終わる。

(報告)

第17条 本部会の総会議決事項については、公益社団法人大崎法人会の理事会に部会長が報告するものとする。

(改廃)

第18条 本規約は、総会において出席者の過半数の同意をもって変更することが出来る。

ただし、公益社団法人大崎法人会の理事会において、部会長による報告説明により理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 本規約は、公益社団法人大崎法人会設立登記の日(平成23年11月1日)から施行する。